

G7データ保護・プライバシー機関 ラウンドテーブル



第4回G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル

- 日時：2024年10月9日（水）～11日（金）
- 場所：イタリア・ローマ
- 開催者：イタリア・Garante
- 出席者：G7各国のデータ保護・プライバシー機関（DPA）の委員長級及び関連国際機関（CoE、OECD、GPA、APPA及びGPEN（※））の代表者

AIガバナンスにおけるDPAの役割並びに
DFFT、先端技術及び執行協力の各作業部会における成果等について議論



成果文書として、**コミュニケ、行動計画及び信頼できるAIの促進における
データ保護機関の役割に関する声明**を発出

（※）

CoE (Council of Europe : 欧州評議会)

OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development : 経済協力開発機構)

GPA (Global Privacy Assembly : 世界プライバシー会議)

APPA (Asia Pacific Privacy Authorities : アジア太平洋プライバシー機関)

GPEN (Global Privacy Enforcement Network : グローバルプライバシー執行ネットワーク)

第4回G7 DPAラウンドテーブルの各国委員長級出席者



①	<p><u>(ドイツ・BfDI) アンドレアス・ハルトル副委員長</u> Der Bundesbeauftragte für den Datenschutz und die Informationsfreiheit ～連邦データ保護・情報自由委員会～</p>	⑥	<p><u>(EU・EDPB) アヌ・タルス議長</u> European Data Protection Board～欧州データ保護委員会～</p>
②	<p><u>(フランス・CNIL) マリー・ローラ・デニ委員長</u> Commission Nationale de l'Informatique et des Libertés ～情報処理と自由に関する国家委員会～ ※写真は、ベルトラン・デュ・マレー委員。デニ委員長は、10/10の議論にのみ参加</p>	⑦	<p><u>(アメリカ・FTC) レベッカ・ケリー・スローター委員</u> Federal Trade Commission～連邦取引委員会～</p>
③	<p><u>(カナダ・OPC) フィリップ・デュフレヌ委員長</u> Office of the Privacy Commissioner of Canada ～プライバシーコミッショナーオフィス～</p>	⑧	<p><u>(個人情報保護委員会) 大島 周平 委員</u></p>
④	<p><u>(イギリス・ICO) ジョン・エドワーズ委員長</u> Information Commissioner's Office ～情報コミッショナーオフィス～</p>	⑨	<p><u>(EU・EDPS) ヴォイチェフ・ビブロフスキー総裁</u> European Data Protection Supervisor ～欧州データ保護監察機関～</p>
⑤	<p><u>(イタリア・Garante)</u> <u>パスクアーレ・スタンツィオーネ委員長</u> Garante per la protezione dei dati personali～個人データ保護当局～</p>		

3つの柱

- **DFFT (Data Free Flow with Trust : 信頼性のある自由なデータ流通)**
国境を越えたデータ流通がもたらす恩恵が高まる一方、個人データやプライバシーに対する挑戦も高まっており、国際的なフォーラムで共通の目的となっているDFFTを実現する上での、データ移転メカニズムの必要性を強調し、その取組を更に進める。
- **先端技術 (Emerging Technologies)**
信頼とプライバシーを強化する方法で、AIを始めとする先端技術の開発と利用を促進することを旨とする。
- **執行協力 (Enforcement Cooperation)**
G7間での執行協力の促進や他の国際的なフォーラムにおける執行協力活動への支援を行う。

行動計画の主な内容

1. 個人データの越境移転ツールに関し、G7間において収れんし得る要素を引き続き見いだす。GDPR認証と、Global CBPRシステムとの比較分析の結果を他の国際フォーラムに共有し、対話と協働を喚起する。OECDのガバメントアクセスに関する宣言について、OECDを支援し、OECD加盟国以外の国と地域への普及を促進する。
2. DPAの役割を含め、AIに関連する立法措置の動向をフォローし、この分野における効果的な監督と執行を確保するための戦略を共有する。
3. 共同又は協調的な執行措置におけるDPA間の情報交換に必要な手続に関する知識・経験をG7間で共有する。

信頼できるAIの促進におけるデータ保護機関の役割に関する声明

【背景】

- 近年、AIが、プライバシー、データ保護並びにその他の基本的権利及び自由に対して、先例のない課題を提起しており、AIの急速な開発、導入及び普及が進む中、特にプライバシー及びデータ保護に関する懸念が高まっているところ。
- AIに関して、CoEのAI条約、EUのAI法及び米国のAIの安全性に関する大統領令といった法的規制の導入が見られるところ。

【主要メッセージ】

- 多くのAI技術は、個人データの処理に基づいており、データ保護及びプライバシーの権利を守る必要性は、これまで以上に重要になっている。
- 我々DPAは、勧告、ガイドライン及び政策文書の作成並びに執行活動を通じて、AIに関する諸課題の検討と解決に必要な経験と専門性を十分に有している。
- AI技術に関連して構築されるガバナンスに、DPAは設計の段階から組み込まれるべき。
- AI技術により引き起こされる多面的な課題にDPAが対処するため、競争、通信及び消費者保護等の様々な規制当局と連携及び協力することが重要である。